



発行
東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（同）…四

公告

- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出…（生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課）…五
- 開発行為に関する工事完了…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…五

告示

●東京都告示第三十一号

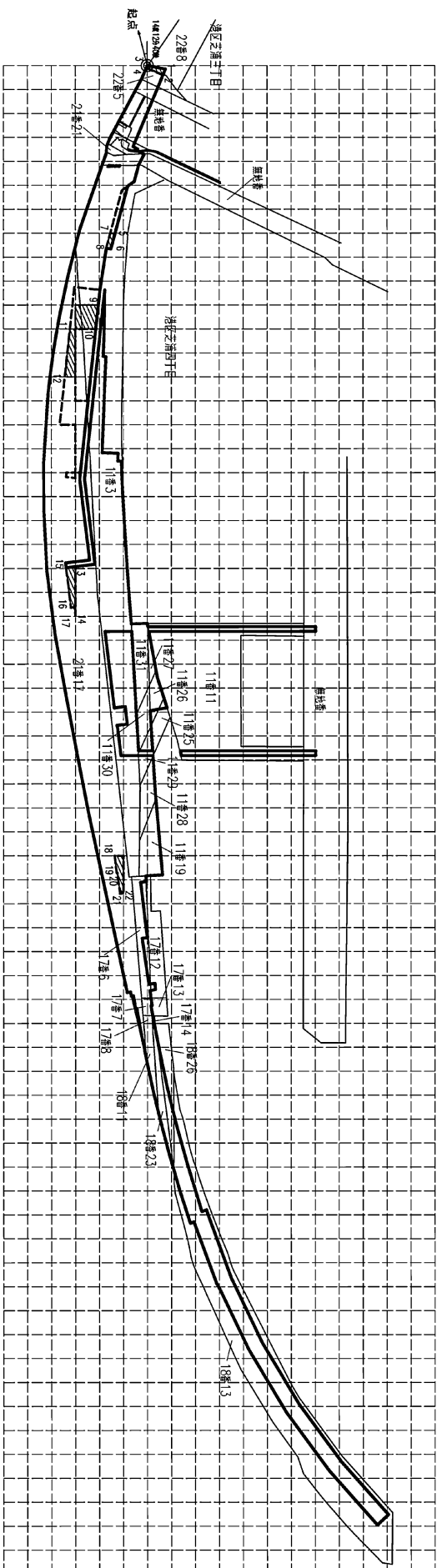
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年一月十八日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（港区芝浦三丁目及び芝浦四丁目地内）

- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



別図

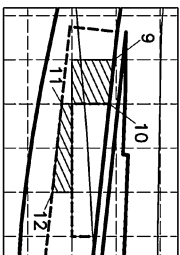
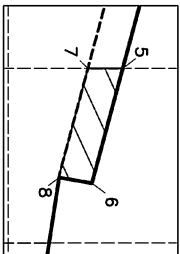
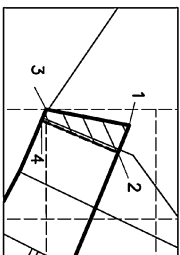
凡例

- 単位区画
- 境界線
- 調査対象範囲
- 敷地境界
- /// 形質変更時要届出区域

座標データ	
No.	X座標
1	-39537.635
2	-39539.809
3	-39534.383
4	-39535.239
5	-39588.921
6	-39604.861
7	-39589.432
8	-39604.089
9	-39626.288
10	-39635.719

No.	X座標	Y座標
11	-39633.065	-8020.877
12	-39651.931	-8022.480
13	-39729.824	-8027.859
14	-39749.600	-8028.513
15	-39729.318	-8028.074
16	-39746.991	-8061.400
17	-39746.105	-8060.006
18	-39850.905	-8063.142
19	-39858.120	-8072.213
20	-39858.166	-8075.707

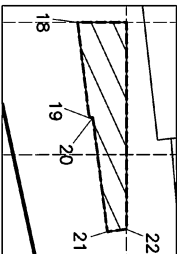
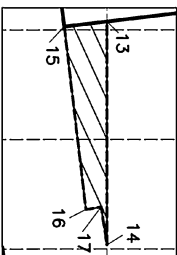
No.	X座標	Y座標
21	-39866.791	-8123.848
22	-39866.875	-8122.407



拡大範囲 1

拡大範囲 2

拡大範囲 3



拡大範囲 4

拡大範囲 5

【起点】

起点は、座標値 (X=-39534.363, Y=-8027.859) とする。

*座標値は、測量法 (昭和24年法律第188号) の規定により、世界測地系座標によって作成した。

【格子の回転角度 (14度 12分 40秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年一月十八日

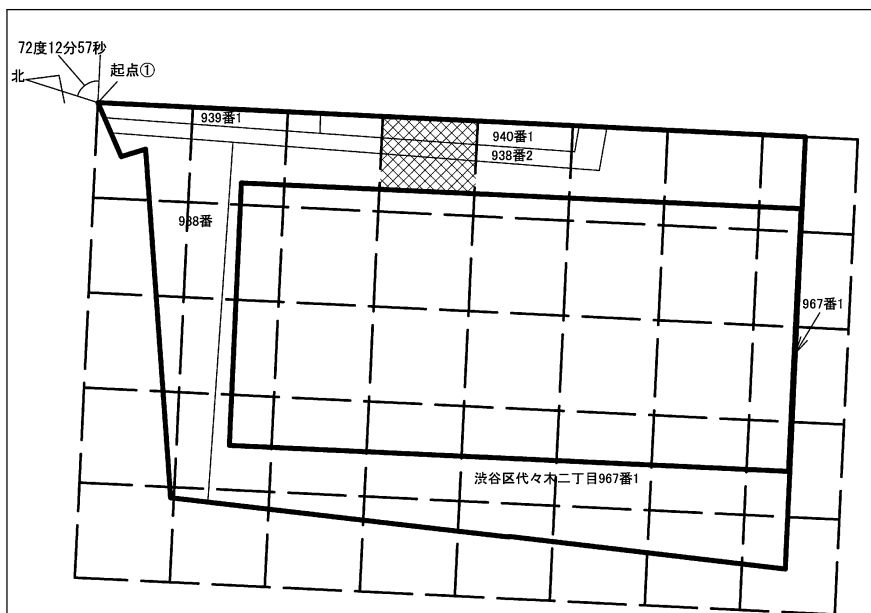
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（渋谷区代々木二丁目地内）

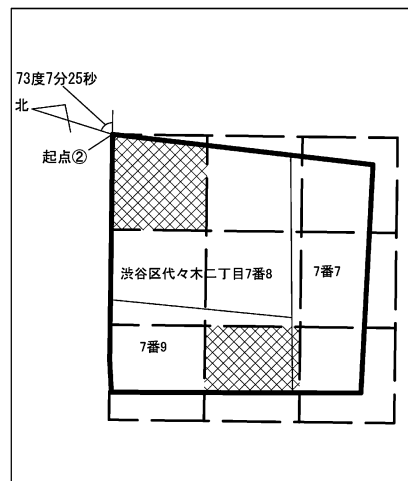
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



<図面①>



<図面②>

凡例

- 筆境界
- 調査対象地
- 単位区画
- 形質変更時要届出区域

〔起点〕

起点①は、渋谷区代々木二丁目939番1の最北端とする。
起点②は、渋谷区代々木二丁目7番8の最北端とする。

〔格子の回転角度①（72度12分57秒）、②（73度7分25秒）〕

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和五年東京都告示第千二百三十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年一月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（荒川区東日暮里二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

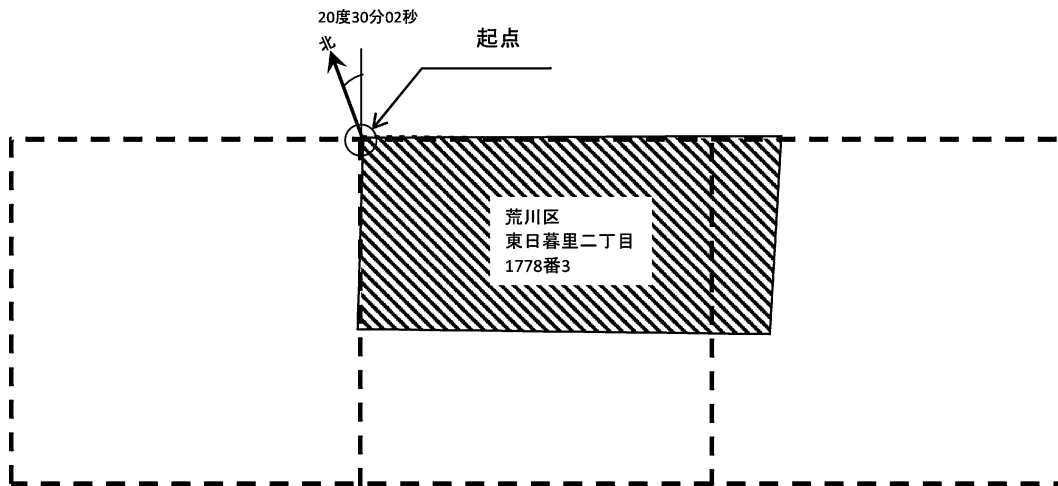
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図

【起点】

起点は、荒川区東日暮里二丁目
1778番3の最北端とした。



【凡例】

- 敷地境界
▨ 指定を解除する区域
----- 単位区画

【格子の回転角度（20度30分02秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号都
電話 〇三(五三二)一一一(代)
郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号社
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
郵便番号
113-0001